



2020年2月5日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
外務大臣 茂木敏充 様

米国による「中東和平案」に対する声明

日本 YWCA
会長 藤谷佐斗子
総幹事 尾崎裕美子

2020年1月28日、ドナルド・トランプ米国大統領が「中東和平案」を発表しました。その内容は、これまでの国際社会の数々の合意・国連決議を無視し、イスラエルによる違法な占領を助長・推進するものです。

1967年の第3次中東戦争から続く、東エルサレム・ヨルダン西岸地域・ガザ地域のイスラエルによる軍事占領は、国連安全保障理事会、国連総会を含む多くの国連決議によって再三指摘されているとおり、明確な侵略行為です。また、これらの被占領地における入植地の建設・拡大は文民の保護を規定するジュネーブ第四条約に違反することが国際司法裁判所による指摘を含め広く認識されています。

トランプ大統領は2017年12月にエルサレムを「イスラエルの首都」と発言し、翌年には在イスラエル米国大使館をエルサレムに移転しています。その上で、今回の「和平案」は、エルサレムをイスラエルの「不可分の首都」とし、入植地の存続を認め、さらに1948年の「ナクバ」で故郷を追われたパレスチナ難民の国際法で認められた帰還の権利を否定することで、イスラエルの違法行為を容認するばかりか、さらに後押ししています。

そこには、パレスチナの人々の声・存在はまったく考慮されていません。この動きは、平和構築どころか、故郷と生活を奪われ、日々多くの形で自由と尊厳を奪われ続けているパレスチナの人々を、さらなる収奪と人権侵害にさらそうとするものです。このような「正義」の否定から「平和」が生まれることは決してありません。

パレスチナ YWCA は何十年にもわたり、軍事占領の終結・人権の尊重を求め、パレスチナの女性や若者をカづけ、その声を届け続けています。世界 YWCA は世界 100 か国以上にわたる運動として、平和にむけた連帯を促進し、国連をはじめとする国際的な場でこのメッセージを伝えています。私たちは、平和の実現に必要なのはこのような取り組みであると信じています。

日本 YWCA は、パレスチナの人々、女性たちと連帯し、一方的な条件による「和平」ではなく、軍事占領の終結による平和の実現を求めます。

日本政府には、この「和平案」の問題性を明確に指摘し、撤回を働きかけることを強く要望します。